

# 綿 スフ 織物情報

2019年(令和元年) 7月号 Vol. 1840

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会  
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F  
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679  
URL : <http://www.jcwa-net.jp/>

## 主 な 内 容

JETRO欧米向けテキスタイル輸出展示商談会開催／SCM推進協議会総会開催／SCM推進協議会取引改革委員会開催／第128回繊維通商問題委員会開催／関税制度(加工再輸入減税制度)改正(延長)要望／小規模企業振興基本計画(第Ⅱ期)閣議決定／平成31年3月末までの消費税転嫁対策の取組状況／EPA・TPPの動向／特許公開情報

### ●JETRO欧米向けテキスタイル輸出展示商談会開催

6月25日(火)～26日(水)の2日間、東京においてJETROが主催する海外バイヤーを招聘してのテキスタイル商談会が開催された。バイヤーはフランスのDior(メンズ)、アメリカのMarc Jacobs、Khaite、Rachel Comey、イタリアのOAMC、イギリスのYou Must Create。また、6月28日(金)には名古屋でも開催され、工連傘下企業は東京展に5社、名古屋展に6社が出展した。

この商談会に先立って6月3日に名古屋、4日に浜松、5日に東京の3カ所で輸出初心者向けの個別相談会も実施された。

### ●SCM推進協議会総会開催

6月11日(火)、東京有明TFTビルにおいて繊維産業流通構造改革推進協議会の総会が開催された。平成30年度事業報告、決算報告、令和元年事業計画案、予算案などの各議案について諮られ原案通り承認された。

### ●SCM推進協議会取引改革委員会開催

6月18日(火)、東京有明TFTビルにおいて繊維産業流通構造改革推進協議会の取引改革委員会が開催された。

初めに、細野委員長(中央大学教授)の「なぜ組織率は低下するのか」をテーマにした講義があり、その後、事務局より今年度の取引適正化事業の「ガイドライン」の普及啓発と「適正取引」や「付加価値向上」につながる適正取引の推進、サプライチェーン全体の取引適正化に向けた活動について説明があった。

## ●第128回繊維通商問題委員会開催

6月20日(木)、織産連の第128回繊維通商問題委員会が東京の繊維会館において開催された。当日は(1)日本の繊維貿易の現況について(2019年1-4月期、2019年4月・織産連説明)、(2)各国とのEPA交渉状況について(経産省説明)、(3)その他(加工再輸入減税制度の説明は下記に掲載)

### 1. 輸出入全般の動向

2019年1-4月期の繊維貿易

	円ベース		ドルベース	
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)
輸出	289,993	103.6	2,620	100.9
輸入	1,390,327	103.5	12,582	101.2

①2019年4月単月に関しては、輸出は円ベースで78,792百万円(前年同月比106.0%)、輸入は円ベースで349,153百万円(前年同月比105.4%)。

②2019年1-4月累計の繊維品別輸出入実績に関しては、輸出(円ベース)の前年同期比は繊維原料は104.1%、糸類(紡績糸・合繊糸)は91.9%で、うち綿糸は91.3%、毛糸は136.9%、合繊糸は91.3%。織物は104.7%で、うち綿織物は97.0%、毛織物は112.9%、合繊織物は107.8%。二次製品は106.7%。輸入(円ベース)の前年同期比は繊維原料は102.2%、糸類(紡績糸・合繊糸)は103.0%で、うち綿糸は102.0%、毛糸は113.1%、合繊糸は105.7%。織物は105.2%で、うち綿織物は95.5%、毛織物は114.2%、合繊織物は111.6%。二次製品は103.5%。

### 2. 各国・地域別輸出入の動向

#### ①輸出(2019年1-4月累計)

I. 2019年1-4月の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)向けは103.0%、欧州107.9%。

II. アジアにおいては中国が101.5%。シェアは27.5(前年同期比-0.6ポイント)。アセアン主要国は前年同期比でインドネシアが97.2%、タイ91.4%と減少、ミャンマー123.1%、ベトナム112.9%、カンボジア116.3%と伸びている。アセアン全体では105.2%でシェアは25.5%(前年同期比+0.4ポイント)と伸びが続く。なかでもベトナムのシェアは12.4%(前年同期比+1.0ポイント)と安定している。アセアン以外では、バングラデシュが126.6%と好調。台湾は110.7%。欧州ではドイツが131.9%と大幅増。

III. 米州は108.1%、シェアは10.8%で前年同月比+0.4ポイント。

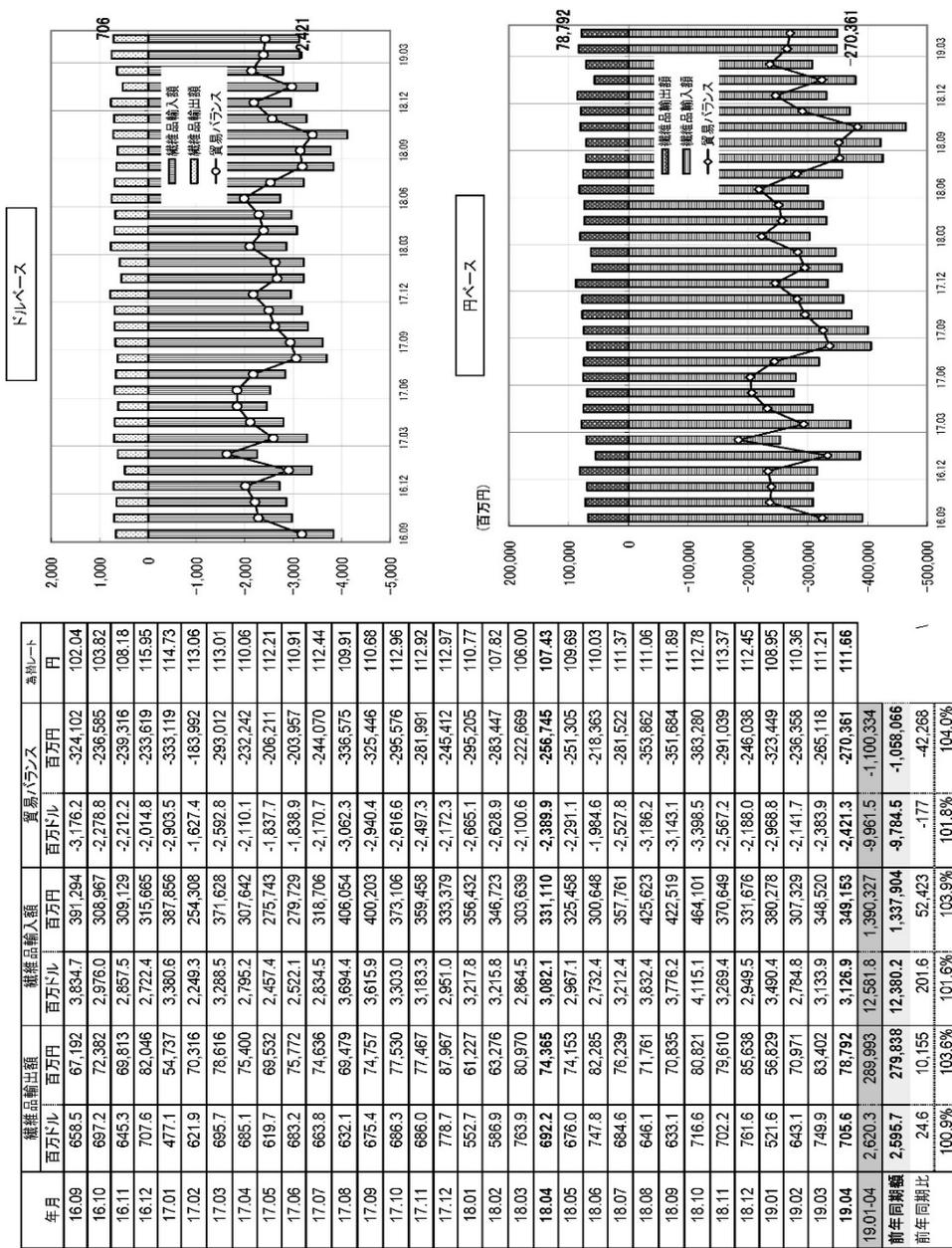
#### ②輸入(2019年1-4月累計)

I. 2019年1-4月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が103.6%、米州107.8%、欧州103.8%。



II.アジアでは中国が99.7%、シェアは54.8%(前年同期比-2.1ポイント)と減少が続く。  
 III.アセアン全体では109.6%。主要国はベトナム111.4%、インドネシアが98.0%、ミャンマー121.4%、インド113.2%。アセアンのシェアは28.1%(前年同期比+1.6ポイント)と伸びが続く。ベトナムのシェアは12.6%(前年同期比+0.9ポイント)。アセアン以外では韓国107.6%、バングラデシュ116.8%と堅調。  
 次回の繊維通商問題委員会は8月8日(木)開催予定。

輸出入動向



年月	繊維品輸出額		繊維品輸入額		貿易バランス		集約率 %
	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	
16.06	658.5	67.192	3,834.7	391.284	-3,176.2	-324.102	102.04
16.10	697.2	72.382	2,976.0	308.967	-2,278.8	-236.585	103.82
16.11	645.3	66.813	2,857.5	309.129	-2,212.2	-239.316	108.18
16.12	707.8	82.046	2,722.4	315.665	-2,014.8	-233.619	115.95
17.01	477.1	54.737	3,380.6	387.856	-2,903.5	-333.119	114.73
17.02	621.9	70.316	2,249.3	254.308	-1,627.4	-183.992	113.06
17.03	685.7	78.616	3,288.5	371.628	-2,592.8	-293.012	113.01
17.04	665.1	75.400	2,795.2	307.642	-2,110.1	-232.242	110.06
17.05	619.7	69.532	2,457.4	275.743	-1,837.7	-206.211	112.21
17.06	663.2	75.772	2,522.1	279.729	-1,838.9	-203.957	110.91
17.07	663.8	74.636	2,834.5	318.706	-2,170.7	-244.070	112.44
17.08	632.1	69.479	3,694.4	406.054	-3,062.3	-336.575	109.91
17.09	675.4	74.757	3,615.9	400.203	-2,940.4	-325.446	110.68
17.10	686.3	77.530	3,303.0	373.106	-2,616.6	-295.576	112.96
17.11	666.0	77.467	3,183.3	359.456	-2,497.3	-281.991	112.92
17.12	778.7	87.967	2,951.0	339.379	-2,172.3	-245.412	112.97
18.01	552.7	61.227	3,217.8	356.432	-2,665.1	-295.205	110.77
18.02	566.9	63.276	3,215.8	346.723	-2,628.9	-283.447	107.82
18.03	763.9	80.970	2,864.5	303.639	-2,100.6	-222.669	106.00
18.04	692.2	74.365	3,082.1	331.110	-2,389.9	-256.745	107.43
18.05	676.0	74.153	2,967.1	325.456	-2,291.1	-251.305	109.69
18.06	747.8	82.285	2,732.4	300.648	-1,984.6	-218.363	110.03
18.07	684.6	76.239	3,212.4	357.761	-2,527.8	-281.522	111.37
18.08	646.1	71.761	3,832.4	425.623	-3,186.2	-353.862	111.06
18.09	633.1	70.835	3,776.2	422.519	-3,143.1	-351.684	111.89
18.10	716.6	80.821	4,115.1	464.101	-3,398.5	-383.280	112.78
18.11	702.2	79.610	3,269.4	370.649	-2,567.2	-291.039	113.37
18.12	761.6	85.638	2,949.5	331.676	-2,188.0	-246.038	112.45
19.01	521.6	56.829	3,490.4	380.278	-2,968.8	-323.449	108.95
19.02	643.1	70.971	2,784.8	307.329	-2,141.7	-236.358	110.36
19.03	749.9	83.402	3,133.9	348.520	-2,383.9	-265.118	111.21
19.04	705.6	76.792	3,126.9	349.153	-2,421.3	-270.361	111.66
19.01-04	2,620.3	289.993	12,581.8	1,390.327	-9,961.5	-1,100.334	
前年同期比	2,695.7	279.838	12,380.2	1,337.904	-9,784.5	-1,068.066	
前年同期比	24.6	10.155	201.6	52.423	-177	-42.268	
前年同期比	100.9%	103.6%	101.6%	103.9%	101.8%	104.0%	

繊維品輸出総括表4月実績、1-4月対比

品目	2018年1~4月			2019年1~4月			前年同期比(%)			2019年4月			前年同月比(%)			
	単位	数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	149,566	299,436	32,274	153,746	303,501	33,587	102.8	101.4	104.1	41,861	79,416	8,868	101.9	102.3	106.4
合繊短繊維	トン	58,568	234,827	25,306	55,723	230,077	25,473	95.1	98.0	100.7	15,159	62,575	6,987	104.0	105.6	109.8
セルロース短繊維	トン	4,960	22,407	2,416	7,302	30,397	3,353	147.2	135.7	138.8	1,318	5,114	571	106.0	88.4	91.8
糸類	トン	44,732	381,212	41,117	37,375	341,384	37,780	83.6	89.6	91.9	9,234	87,292	9,747	76.4	85.0	88.4
毛糸	トン	88	3,367	362	112	4,453	495	127.1	132.3	136.9	55	2,034	227	141.0	142.4	148.4
絹糸	トン	1,169	8,285	892	887	7,350	814	75.9	88.7	91.3	305	2,303	257	91.0	91.2	94.8
合繊糸	トン	37,481	278,213	30,004	30,839	247,390	27,379	82.3	88.9	91.3	7,579	62,948	7,029	73.7	81.7	84.9
セルロース繊維糸	トン	4,302	57,801	6,237	3,627	49,946	5,522	84.3	86.4	88.5	788	10,461	1,168	76.7	77.5	80.6
織物類	千㎡	265,026	766,148	82,552	268,572	780,927	86,482	101.3	101.9	104.7	77,140	226,036	25,239	103.9	107.1	111.3
綿織物	千㎡	37,634	143,528	15,467	34,879	135,387	14,998	92.7	94.3	97.0	10,136	38,931	4,347	103.7	107.0	111.1
絹織物	千㎡	1,583	16,128	1,738	1,655	14,914	1,650	104.6	92.5	95.0	444	3,909	437	101.8	92.7	96.5
毛織物	千㎡	4,000	37,831	4,079	4,098	41,550	4,606	102.5	109.8	112.9	1,572	16,628	1,857	100.7	114.3	118.9
合繊織物	千㎡	187,165	429,213	46,238	192,429	450,406	49,882	102.8	104.9	107.8	55,020	128,975	14,401	103.5	108.5	112.8
セルロース織物	千㎡	15,482	71,325	7,683	15,439	71,166	7,879	99.7	99.8	102.5	4,341	19,789	2,210	95.6	100.9	104.9
二次製品	トン	61,783	1,148,915	123,897	67,316	1,194,468	132,164	109.0	104.0	106.7	18,114	312,897	34,938	110.2	104.0	108.1
衣類	トン	1,242	197,422	21,306	1,427	224,485	24,820	114.9	113.7	116.5	343	49,638	5,543	120.4	125.2	130.2
その他	トン	60,542	951,493	102,591	65,889	969,983	107,344	108.8	101.9	104.6	17,771	263,258	29,395	110.0	100.8	104.7
総計	トン	292,562	2,595,712	279,840	294,982	2,620,280	289,993	100.8	100.9	103.6	80,142	705,640	78,792	100.4	101.9	106.0

(注)1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5804),65,7019.12,7019.19200,7019.19900,7019.40~59である。  
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表4月実績、1-4月対比

品目	単位	2018年1~4月			2019年1~4月			前年同期比(%)			2019年4月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	102,634	236,841	25,587	96,951	236,664	26,160	94.5	99.9	102.2	24,122	57,461	6,416	93.6	97.0	100.9
まゆ・生糸	トン	180	9,153	993	131	6,943	787	72.4	75.9	77.2	12	287	32	46.2	35.3	36.8
羊毛等	トン	4,205	50,530	5,458	4,236	60,009	6,638	100.7	118.8	121.6	1,048	15,944	1,780	96.1	109.5	113.8
綿花	トン	37,338	59,405	6,420	31,870	50,649	5,599	85.4	85.3	87.2	8,662	13,373	1,493	89.3	97.0	100.8
合繊短繊維	トン	28,810	60,979	6,587	30,083	65,835	7,272	104.4	108.0	110.4	7,185	14,989	1,671	100.2	97.2	101.0
セルロース短繊維	トン	5,264	12,296	1,325	5,347	12,252	1,356	101.6	99.6	102.4	1,288	2,785	311	76.8	76.7	79.7
糸類	トン	95,147	392,691	42,443	92,880	395,507	43,696	97.6	100.7	103.0	23,711	101,443	11,327	100.5	103.1	107.2
毛糸	トン	2,110	46,286	4,998	2,135	51,146	5,653	101.2	110.5	113.1	543	13,618	1,521	91.7	103.0	107.0
絹糸	トン	387	23,002	2,483	326	16,944	1,873	84.2	73.7	75.4	86	4,380	489	98.9	80.2	83.3
綿糸	トン	17,641	71,603	7,743	16,883	71,515	7,897	94.6	99.9	102.0	4,263	17,822	1,930	96.7	101.1	105.1
合繊糸	トン	68,135	219,416	23,715	67,826	226,876	25,067	99.5	103.4	105.7	17,550	59,013	6,589	104.7	109.7	114.0
セルロース糸	トン	4,929	23,056	2,494	4,069	18,743	2,070	82.6	81.3	83.0	860	4,069	454	66.4	69.2	71.9
織物類	千㎡	309,247	441,962	47,765	322,487	454,736	50,255	104.3	102.9	105.2	83,075	120,340	13,437	106.8	108.6	112.8
綿織物	千㎡	88,443	87,346	9,450	78,947	81,678	9,024	89.3	93.5	95.5	21,332	21,415	2,391	98.2	103.3	107.4
絹織物	千㎡	1,411	14,047	1,521	1,241	11,816	1,305	87.9	84.1	85.8	308	3,174	354	85.6	88.8	92.2
毛織物	千㎡	5,041	48,218	5,202	5,391	53,690	5,939	106.9	111.3	114.2	1,580	18,624	2,080	98.0	125.6	130.6
合繊織物	千㎡	176,913	189,143	20,440	199,531	206,376	22,810	112.8	109.1	111.6	51,136	54,349	6,089	110.0	116.0	120.6
セルロース織物	千㎡	26,779	17,982	1,947	26,439	18,426	2,035	98.7	102.5	104.5	6,139	3,551	397	116.1	88.7	92.3
二次製品	トン	655,624	11,358,397	1,227,486	676,831	11,494,921	1,270,216	103.2	101.2	103.5	172,054	2,847,688	317,973	102.6	101.2	105.2
衣類	トン	351,074	9,466,383	1,023,055	359,480	9,521,497	1,052,105	102.4	100.6	102.8	91,487	2,339,978	261,282	100.0	100.0	103.9
その他	トン	304,550	1,892,013	204,431	317,351	1,973,423	218,111	104.2	104.3	106.7	80,566	507,710	58,691	105.6	107.2	111.4
総計	トン	919,807	12,429,891	1,343,261	935,044	12,581,827	1,390,327	101.7	101.2	103.5	237,879	3,126,932	349,153	101.9	101.5	105.4

(注)1 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5804),65,7019.12,7019.19090,7019.40~59である。  
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00)を含む。



## ●関税制度(加工再輸入減税制度)改正(延長)要望

この制度は我が国から輸出された特定の原材料が外国で加工又は組み立てられた後、原則として1年以内に特定の製品として輸入される場合、その製品に係る関税のうち原材料相当部分の関税を軽減するものである。減税対象となる輸出原材料には綿織物HSコード第52.08項～52.12項も含まれる。

2020年3月31日が期限となっているこの制度の延長要望事項調査票が日本繊維産業連盟からの要望として経産省生活製品課から出されることとなった。

この加工再輸入減税(暫8)制度は、輸入される最終製品に高関税が課せられている場合において政策効果が生じるものである。現状、本制度を利用した、繊維製品の原料又は材料の仕向地の大部分が中国に集中していることから、仮に以下のような状況が生じた場合には、繊維製品を本制度の対象として継続することについて再考が必要となる。

- WTO交渉妥結により繊維品関税が概ね撤廃、または僅少な関税率となった場合。
- 日中韓やRECPのEPAにより繊維品関税が概ね撤廃された場合。
- 中国での縫製コスト高騰により、我が国企業が同国を縫製拠点として利用しなくなった場合。

## ●小規模企業振興基本計画(第Ⅱ期)閣議決定

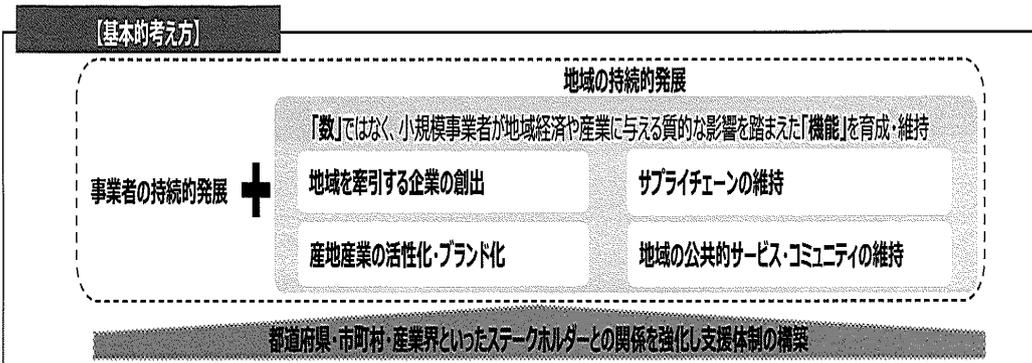
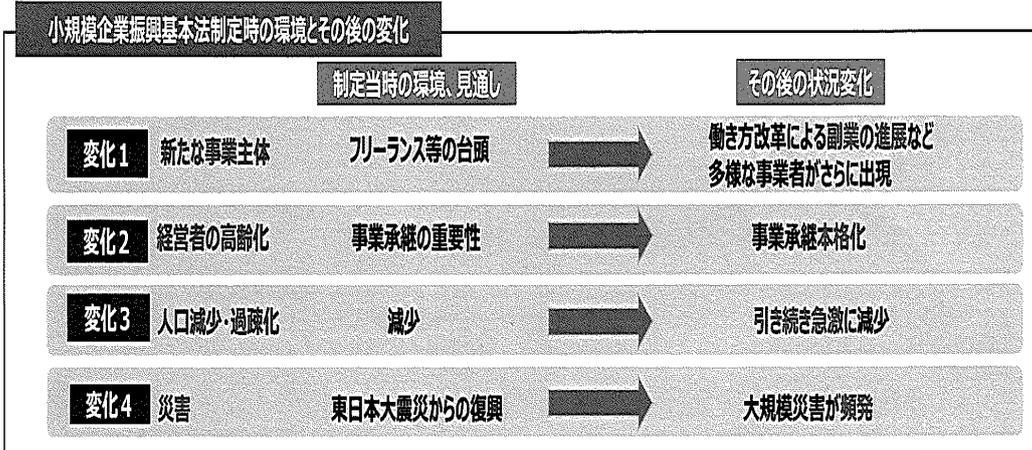
6月18日、「小規模企業振興基本計画第Ⅱ期」が閣議決定された。小規模企業振興基本計画は、小規模企業振興基本法に基づき、小規模事業者の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるものであり、平成26年10月に策定されたもの。5年ごとに見直すこととなっており今回は初の変更。

変更のポイントとしては、近年のITツールの発達や働き方改革の進展によるフリーランスなど事業主体の多様化及び副業者の増加や大規模災害の頻発を踏まえて、これまでの4つの目標、10の重点施策に加えて、「多様な小規模事業者(フリーランスなど)の支援」、「事業継続リスクへの対応能力の強化」が重点施策に追加される。

[https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190618002/20190618002\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190618002/20190618002_01.pdf)

(中小企業庁小規模企業振興課資料)

### 「小規模企業振興基本計画（第Ⅱ期）」について



- 【4つの目標と12の施策】**
- ①需要を見据えた経営の促進
    - (1) ビジネスプランに基づく経営の促進 (2) 需要開拓に向けた支援 (3) 新事業展開や高付加価値化の支援
  - ②新陳代謝の促進
    - (4) 多様な小規模事業者（フリーランスなど）の支援【新規項目】 (5) 起業・創業支援【重点項目】 (6) 事業承継【重点項目】
    - (7) 人材の確保・育成
  - ③地域経済の活性化に資する事業活動の推進
    - (8) 地域経済に波及効果のある事業の推進 (9) 地域のコミュニティを支える事業の推進
  - ④地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備
    - (10) 地方公共団体と支援機関の連携強化【重点項目】 (11) 手続きの簡素化・施策情報の提供
    - (12) 事業継続リスクへの対応能力の強化【新規項目】 → **中小企業強靱化法へ**



## ●平成31年3月末までの消費税転嫁対策の取組状況

経済産業省では、平成26年4月に消費税率が8%へ引上げられたことを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、公正取引委員会と連携して、①監視・取締り対応、②広報・相談対応を一体的に実施し、転嫁拒否行為の未然防止及び迅速な是正を行っている。平成31年3月末までの主な取組状況は以下のとおり。

### (1) 監視・取締り対応

#### ① 消費税の転嫁拒否等に関する大規模な調査の実施

- ・ 令和元年度も引き続き、公正取引委員会と合同で悉皆的な書面調査を実施。これらによって把握した情報等を元に、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下「特措法」という)に基づき、転嫁拒否行為に対して迅速かつ厳正に対処している。

取引の売手側である中小企業・小規模事業者全体に対し、転嫁拒否行為を受けていないか情報収集するための書面調査を実施。

- ・ 下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という)の書面調査等を通じて転嫁拒否行為等に関する情報が得られた場合にも、情報収集と迅速な対応に努めている。

#### ② 特定事業者(買手側)の転嫁拒否行為に対する監視・取締り

- ・ 特定事業者(買手側)の転嫁拒否行為に対する監視・取締りを実施。平成31年3月末までの累計(公正取引委員会との合算)で、指導を4,661件、措置請求を13件、勧告を48件実施。なお、措置請求は中小企業庁、勧告は公正取引委員会が実施する。詳細は別紙参照。

※これまでに措置請求を行った13件は公正取引委員会により全て勧告が行われている。

- ・ 特措法に基づく事前調査や立入検査において、下請法上の違反(書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等)を発見した場合には、下請代金検査官に迅速に通知し、下請法による徹底した取締りを行う。

#### ③ 転嫁Gメンによるパトロールの実施

特措法の周知や転嫁拒否行為に関する情報提供・情報収集、相談対応、未然防止などを目的として、全国に配置した転嫁Gメンによるパトロール活動を実施中。

- ・ 事業者団体等を訪問。平成31年3月末までに、累計で6,355件実施。
- ・ 総合スーパー、食品スーパー、ディスカウントショップ、ドラッグストア、ホームセンター、商店街等を訪問。平成31年3月末までに、累計で14,284件実施。
- ・ 商工会、商工会議所を訪問。平成31年3月末までに、累計で3,162件実施。小規模事業者が普段から接しているのは商工会、商工会議所の経営指導員であることを踏まえ、転嫁Gメンと経営指導員等との顔の見える関係を築き、小規模事業者等が日頃から直面している悩みや課題について、迅速かつ率直に情報交換できるような人的ネットワークを構築。
- ・ 信用金庫、信用組合を訪問。平成31年3月末までに、累計で780件実施。

- ・ 前回増税時(平成26年4月1日)以降に設立された事業者へ訪問。平成31年3月末までに、累計で923件実施。

(2) 広報・相談対応

① 転嫁Gメンによるパトロールの実施【再掲】

② パンフレットや講習会等による広報

- ・ 消費税転嫁対策に関する分かり易い手引きやマニュアル、パンフレットを作成。中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて、全国の事業者へ配布(累計約185万部)。
- ・ 中小企業団体や国が認定する支援機関において、転嫁対策に関する講習会等を開催。平成31年3月末までに、累計で約2万4千回実施、約54万人が参加。
- ・ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を盛り込む等の改訂を実施した下請取引適正化ガイドラインの説明会や、特定事業者の契約業務を担当・管理する者等を対象とした「消費税転嫁への対応講習会」等を開催。平成30年度は合計222回実施。

③ 相談窓口の設置

- ・ 中小企業4団体において、全国2,324箇所相談窓口を設置。平成31年3月末までに、累計で約200万件の相談対応を実施。
- ・ 中小企業の取引上の悩み相談を受け付けている「下請かけこみ寺」に、消費税の円滑な転嫁に関する相談窓口を設置。平成31年3月末までに、累計で251件の相談対応を実施。
- ・ 中小企業庁では、WEB上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置。消費税の転嫁に関する相談の際に利用が可能。電話での相談も受け付けている。

○ 申告情報受付窓口URL

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shohizei/m5nrxt3>

電話番号 03-3501-1502

調査・取締り状況 (平成25年10月～平成31年3月末まで)

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況 (注1)

調査着手	立入検査	指導 (注2)	勧告 (注4)	指導 請求
11,229件	6,222件	4,661件 (1,70件)	48件 (11件)	13件

(注1) 調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。  
 (注2) 転嫁拒否行為を行っていると同答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。  
 (注3) 括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。  
 (注4) 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳 (行為類型別)

行為類型	指導	勧告	合計
減額	194件	4件	198件
買いたたき (注5)	4,264件	48件	4,312件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	260件	0件	260件
合計(注6)	4,790件	52件	4,842件

(注5) 買いたたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。  
 (注6) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳(業種別) (注7)

業種	指導	勧告	合計
建設業	684件	4件	688件
製造業	1,054件	1件	1,055件
情報通信業	610件	6件	616件
運輸業(道路貨物 運送業等)	266件	1件	267件
卸売業	306件	1件	307件
小売業	372件	11件	383件
不動産業	158件	8件	166件
技術サービス業 (広告・建築設計 業等)	328件	0件	328件
学校教育・教育支 援業	124件	3件	127件
その他(注8)	759件	13件	772件
合計	4,661件	48件	4,709件

(注7) 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。  
 (注8) 「その他」は、娯楽業、事業サービス業(ビルメンテナンス業・警備業等)等である。

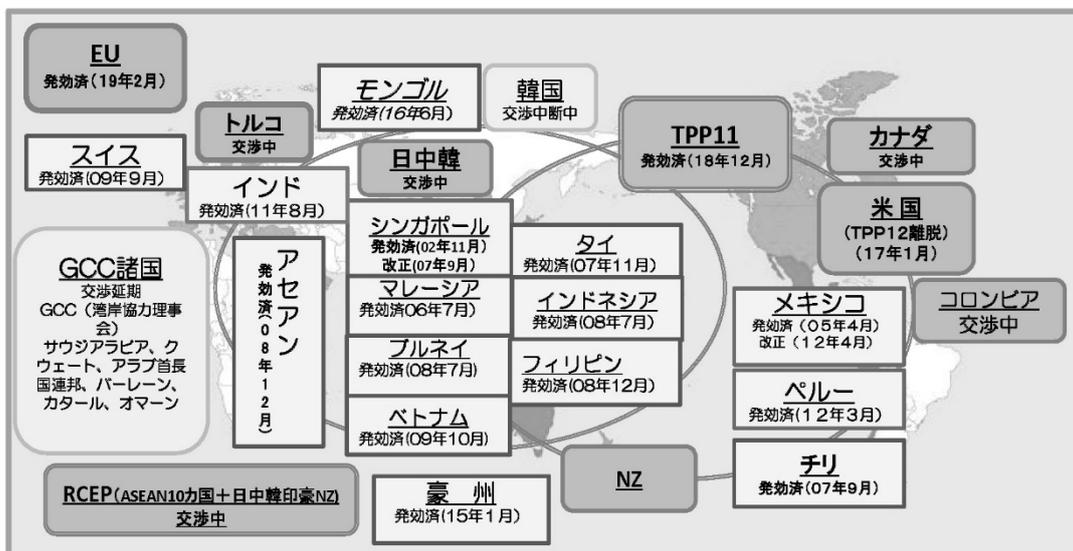


## EPA(経済連携協定)・TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

### ●我が国のEPAへの取組状況

## 我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国3地域)： EU、TPP11、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 交渉中(3カ国、2地域)： RCEP、日中韓、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域)： 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力)



TPP11参加国：カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱：2017年1月)

## EPA(経済連携協定)の現状(発効済・署名済)

○これまで20か国と18の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。

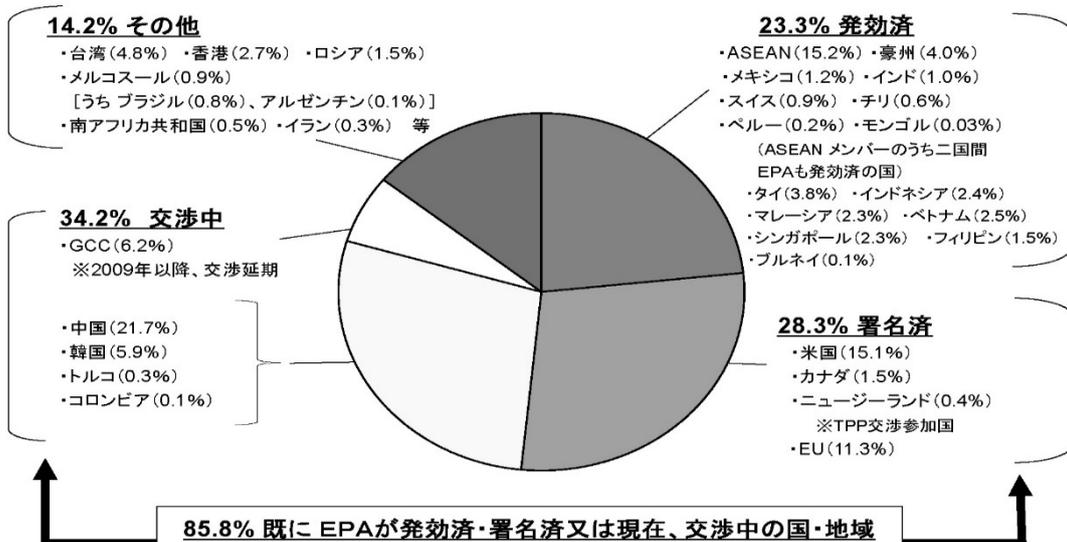
◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
シンガポール	◆(1月)	◆(11月)				△(3月)											
メキシコ		◆(11月~)			◆(4月)							△(9月)					▲(4月)
マレーシア			◆(1月~)			◆(12月)											
チリ						◆(2月~)	◆(13月)										
タイ			◆(2月~)				◆(4月)										
インドネシア						◆(7月~)	◆(9月)				◆(7月)						
ブルネイ						◆(6月~)	◆(6月)				◆(7月)						
ASEAN全体 (AJCEP)(注)			◆(6月~)				◆(4月)			◆(12月)							
フィリピン			◆(2月~)			◆(9月)				◆(12月)							
スイス							◆(5月~)			◆(2月)							
ベトナム						◆(1月~)				◆(12月)							
インド						◆(1月~)				◆(2月)							
ペルー										◆(5月~)							
豪州							◆(4月~)										
モンゴル																	
TPP12																	
TPP11																	
EU																	

(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等については、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で発効し、全ての参加国間で発効済。また2010年10月より、サービス章・投資章について交渉開始し、2013年12月にルール部分において実質合意。残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセスについて現在交渉中。

## 日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2018年7月時点)

(2017年貿易総額ベース)



【参考】主要国のFTA比率<sup>(注)</sup>

日本:51.6%、米国:47.2%、EU:32.8%、韓国:68.2%、中国:38.7%

(注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典) 日本は財務省貿易統計(2017年確報値)(2018年3月)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics(2017年4月)。



## 日本と各国とのEPA交渉

### ●日・EU経済連携協定について

図表5 自己証明方式の比較

	豪州EPA	TPP CPTPP	EU・EPA
証明者	輸入者、輸出者、生産者		
様式	不問(日豪:税関提示サンプルあり)		規定
記載事項	①証明者:名前、住所(国名)、輸入者、輸出者、生産者のいずれか ②製品の名称、HSコード(6桁)、インボイス番号(1次利用) ③利用した原産地基準 ④(数次利用の原産地証明書)有効期間(最長12カ月) ⑤署名及び日付、宣誓文		
使用言語	英語		(日本語可)
有効期間	1年(起算日:原産地申告書作成日)		
根拠資料添付	輸入国の規定による(原産地申告書+根拠資料)		
保管期間	5年		4年(輸入者:3年) *電子媒体での保管可
検証	①文書照会 ②立入検査		①文書照会 (無作為抽出含む) ②立入検査

#### ○日EU協定の自己申告原産地証明書について問合せ先

各税関原産地調査官

名古屋税関

電話番号:052-654-4205

メールアドレス: nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

大阪税関

電話番号:06-6576-3196

神戸税関

電話番号:078-333-3097

メールアドレス: kobe-gensan@customs.go.jp

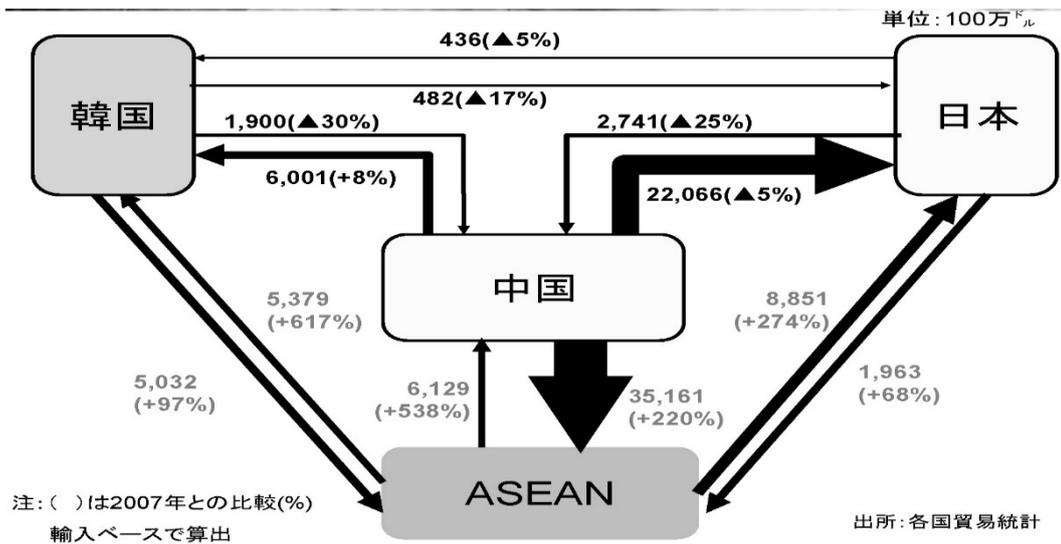
#### ○原産地証明書(税関EPAマニュアル)

P.51-54 (P.51の下方に原産地証明書サンプル)

<http://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf#search=%27%E6%97%A5%EU%E5%8E%9F%E7%94%A3%E5%9C%B0%E8%A8%BC%E6%98%E6%9B%B8%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%27>

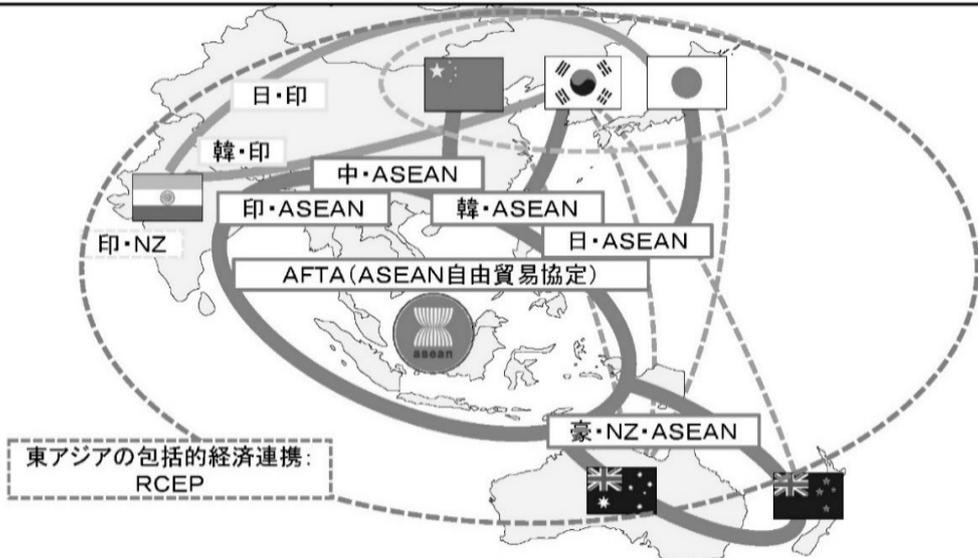
●日中韓経済連携協定について

中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響



東アジアの繊維貿易フロー (2017年)

・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成  
 ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり





## ●日・RCEP経済連携協定について

6月22日から7月3日まで、オーストラリアにおいて東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の第26回交渉会合が開催された。

今次会合では、高級実務者レベルの貿易交渉委員会(Trade Negotiating Committee)会合に加え、物品貿易、サービス貿易、投資の分野で市場アクセス交渉が行われた他、原産地規則、知的財産、電子商取引等の各分野の交渉が行われた。原産地規則において繊維は対象がなかった。

### RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

## ●日・トルコ経済連携協定について

6月17日から21日まで、東京において日トルコ経済連携協定(EPA)交渉の15回会合が開催され、各関係省庁の担当者が出席した。今会合においては繊維についての議論はなかった。

## ●日・コロンビア経済連携協定について

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_colombia/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_colombia/index.html)

## ●日・カナダ経済連携協定について

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_canada/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_canada/index.html)

## ●米中貿易摩擦の影響

繊維については、2018年9月に発動された第3弾でHSコード2桁50～60類の繊維原料が対象となったが、2019年6月末に発動するとされた第4弾ではHS61、62類のアパレル関係も対象品目に含まれており、日本企業の間では中国で生産してアメリカに輸出してきた製品の生

産を日本での生産に切り替えたり、ベトナムなどのアジア諸国に生産移管するといった動きが見られた。

第4弾発動のタイミングで、6月29-30日に開催されたG20の機会に米中首脳会談が行われ、少なくとも貿易協議が継続されている間は第4弾の発動は見送られることとなった。

## 米中貿易摩擦の影響は？

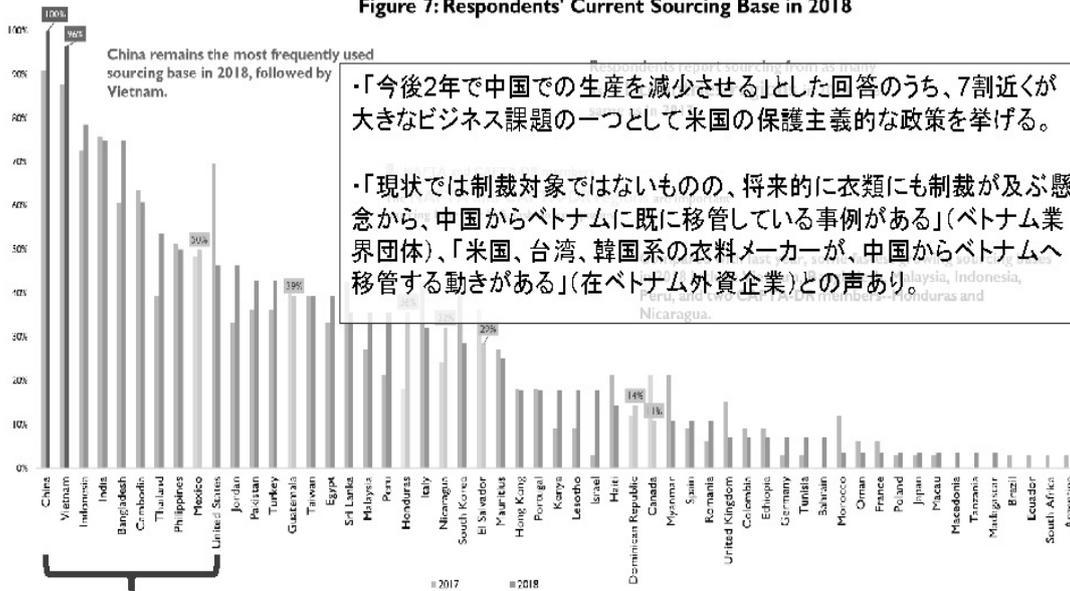
米国の対中関税措置の対象分類(HSコード2桁での分類)

第一弾 2018年7月 対象818品目 340億ドル相当額	第二弾 2018年8月 対象279品目 160億ドル相当額	第三弾 2018年9月 対象5,745品目 2,000億ドル相当額
28、40、84、85、86、87、88、89、90	27、34、38、39、70、73、76、84、85、86、87、90	02、03、04、05、07、08、10、11、12、14、15、16、17、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、65、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、94、96

- ・ 第三弾でHSコード50類~60類の繊維原料が対象品目となっている。
- ・ 最終財であるHS61類（ニット）、HS62類（非ニット）は対象外。
- ・ ただし第四弾ではHS61類、HS62類も対象に。

(出所) USTR

Figure 7: Respondents' Current Sourcing Base in 2018



上位10位にベトナム、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピンが。

出所: USFIA「2018 Fashion Industry Benchmarking Study」

(JETRO海外調査部アジア大洋州課セミナー資料)



## ●特許公開情報

2019年6月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2019年6月公開分)

< 6月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2019-106381	株式会社不二越	燃料電池用炭素繊維織物の製造方法
2	特開 2019-105023	三菱ケミカル株式会社	補強繊維織物及びその製造方法
3	特開 2019-104996	旭化成株式会社	ガラスクロス、プリプレグ、及びプリント配線板
4	特開 2019-104340	トヨタ紡織株式会社	エアバッグ
5	特開 2019-099986	東レ株式会社	複合繊維およびそれからなる繊維構造体
6	特開 2019-099970	セーレン株式会社	ヌバック調布帛、及びヌバック調布帛の製造方法
7	特開 2019-099955	旭硝子株式会社	混織糸、布帛、繊維強化成形品及びその製造方法
8	特開 2019-099947	株式会社エイティー今藤	活火山の火山灰を用いた新素材
9	特開 2019-099945	帝人株式会社	防蚊用布帛および繊維製品
10	特開 2019-099932	セーレン株式会社	意匠付き布帛およびその製造方法
11	特開 2019-099925	東レ株式会社	ポリエステル混織糸布帛
12	特開 2019-098800	トヨタ紡織株式会社	エアバッグ、及びエアバッグの製造方法
13	特開 2019-098626	株式会社 IHIエアロスペース	炭素繊維プリフォーム及びC/Cコンポジットプレーキディスク
14	特開 2019-098158	YKK株式会社	スライドファスナー用テープおよびスライドファスナー
15	特開 2019-097869	住江織物株式会社	パイル布帛、パイル布帛付用具、及びパイル布帛の製造方法
16	特開 2019-094595	東レ株式会社	ポリエステル仮燃糸
17	特開 2019-094593	株式会社クラレ	芯鞘型複合繊維
18	特開 2019-094578	株式会社豊田自動織機	繊維構造体及び繊維強化複合材
19	特開 2019-090975	株式会社フォトクラフト社	画像シート、及び、画像シート製造方法
20	特開 2019-090156	ハネウエル・インターナショナル・インコーポレーテッド(米)	防刃性および防弾性物品ならびに製造方法
21	特開 2019-090140	東洋ゴム工業株式会社	熱応答性布帛



22	特開 2019-090139	東洋ゴム工業株式会社	熱応答性布帛
23	特開 2019-090138	東洋ゴム工業株式会社	熱応答性布帛
24	特開 2019-090137	東洋ゴム工業株式会社	熱応答性布帛
25	特開 2019-090135	東レ株式会社	ナノボイド複合ポリエステル繊維
26	特開 2019-086601	槌屋ティスコ株式会社	帯電ブラシ
27	特開 2019-085678	東レ株式会社	嵩高加工糸および布帛
28	特開 2019-084136	帝人フロンティア株式会社	カーテン用裏地

**6月の行事**

- 6月11日…………… SCM推進協議会総会(東京・TFTビル)
- 6月18日…………… SCM推進協議会取引改革委員会(東京・TFTビル)
- 6月20日…………… 第128回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 6月25～26日……… ジェトロ欧米向けテキスタイル輸出展示商談会(東京・ジェトロ本部)
- 6月28日…………… ” (名古屋・あいち国際ビジネス支援センター)

**7月以降の行事**

- 7月27日…………… 綿工連綿’s倶楽部委員会(大阪綿業会館)
- 7月30日…………… 織産連常任委員会、技能実習適性化・取引適性化推進委員会(霞ヶ関ビル)
- 8月 8日…………… 第129回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 9月26日…………… 広幅先染専門委員会(播州産地)